

取引対象先金融機関の選定基準について

資金運用にかかる取引対象先金融機関については、次に掲げる選定基準（１）～（５）のいずれにも該当し、かつ当研究所が適当であると認めた先を取引対象先金融機関とします。

○選定基準

- （１）有価証券の売買や短期資産の運用に係る取引を行うために必要な業務の認可等を受けていること。
- （２）市場取引において十分な実績があること。
- （３）過去３年以内に著しく不適当な行為をしていないこと。
- （４）格付機関５社（R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch）のうち、２社以上の格付機関から「A」格以上（「A-」以上）の格付（長期格付に限る。）を得ており、かつ、格付機関のいずれからも「BB」格以下（「BB+」以下）の格付けを得ていないこと。
- （５）銀行の場合は、自己資本比率８％以上を有していること（国際業務を行う金融機関は「BIS基準」とする）。

注：当研究所では、金融機関における日々の株価動向や金融市場等からの情報に留意し、安全かつ効率的な運用に支障があると判断した場合には、上記基準に拘わらず、該当金融機関への運用を控える等の措置を講ずる場合があります。

なお、外貨建て預金及び仕組預金については、運用対象外といたします。